(児童福祉施設入所等費用の徴収)

第二十条　地域県民局長は、条例第十条第一項の規定により、地域県民局長、福祉事務所長又は児童相談所長が母子保護等の実施若しくは児童等入所措置(以下「施設入所措置等」という。)又は児童自立生活援助(満二十歳未満義務教育終了児童等に係るものに限る。以下同じ。)の実施を行つたときは、当該施設入所措置等を受けた保護母子等若しくは措置児童等(以下「被措置者等」という。)若しくは当該被措置者等と基準日(被措置者等が施設入所措置等を受けている日の属する月の初日をいう。以下同じ。)において世帯及び生計を同一にしているその扶養義務者(当該被措置者等以外の被措置者等、身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十八条第二項、知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)第十六条第一項第二号若しくは第三号又は老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第十一条第一項各号の規定による措置を受けている者及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第十九条第一項に規定する介護給付費等(同法第五条第六項に規定する療養介護及び同条第十一項に規定する施設入所支援に係るものに限る。)の受給者を除く。)で次に掲げるもの又は当該児童自立生活援助の実施を受けた満二十歳未満義務教育終了児童等(以下「被援助満二十歳未満児童等」という。)から、当該被措置者等又は当該被援助満二十歳未満児童等に係る児童福祉施設入所等費用を徴収するものとする。

一　被措置者等の直系血族及び配偶者

二　被措置者等の属する世帯における生計を主宰している扶養義務者(前号に掲げる扶養義務者を除く。)

2　条例第十条第一項の規定により前項の被措置者等及び扶養義務者並びに被援助満二十歳未満児童等(以下「入所納入義務者」という。)から徴収する費用(以下「入所等徴収金」という。)の額は、被措置者等及び前項各号に掲げる扶養義務者の属する世帯又は被援助満二十歳未満児童等の別表第二の税額等による階層区分に応じ同表に定める額とする。

3　前項の規定にかかわらず、第一項各号に掲げる扶養義務者が二人以上の被措置者等の扶養義務者である場合において、被措置者等が、それぞれの被措置者等に係る前項の規定による入所等徴収金の額のうち最も多額なもの(最も多額なものが二以上ある場合は、そのうちの先に措置を受けた者に係るもの)以外のものに係る者であるときは、当該被措置者等に係る扶養義務者としての入所等徴収金の額は、それぞれ、前項の規定による入所等徴収金の額の十分の一に相当する額とする。

4　助産施設に入所している被措置者等に係る入所等徴収金の額は、前二項の規定にかかわらず、当該被措置者等の属する世帯の次の各号に掲げる別表第二の税額等による階層区分に応じ、当該各号に掲げる額を前二項の規定による入所等徴収金の額に加算した額とする。

一　B階層　出産一時金(医療保険各法による出産育児一時金、出産費等出産に関する給付金をいう。以下同じ。)の額の百分の二十に相当する額

二　C階層　出産一時金の額の百分の三十に相当する額

三　D1階層　出産一時金の額の百分の五十に相当する額

5　保護者の出産、傷病、病気看護、勤務上の都合等の特別の事情によるものであると児童相談所長が認めた乳児院への児童等入所措置(入所の期間が一月に満たないもの及び一月に満たない入所の期間が児童相談所長が特に認める入所の期間の延長により一月以上となるものに限る。)を受けている被措置者等に係る入所等徴収金の額は、第二項及び第三項の規定にかかわらず、当該被措置者等の属する世帯の次の表の上欄に掲げる別表第二の税額等による階層区分に応じ、次の表の下欄に掲げる額とする。

|  |  |
| --- | --- |
| 別表第二の税額等による階層区分 | 徴収金の額 |
| A階層及びB階層 | ― |
| C1階層からD2階層まで及びD3階層(別表第二の備考一の4に規定する世帯等所得税額(以下この表において「世帯等所得税額」という。)が六〇、〇〇〇円以下のものに限る。) | 日額　一、〇〇〇円 |
| D3階層(世帯等所得税額が六〇、〇〇一円以上のものに限る。)及びD4階層からD13階層まで | 日額　二、〇〇〇円 |
| D14階層 | 別表第二の備考一の7に規定する措置費の支弁額を日割りにより計算して得た額 |

6～7　略